給与所得等に係る
市民税・県民税・森林環境税
特別徴収関係綴

※給与所得者異動届出書の提出期限は『**翌月 10 日まで**』です。

※各種届出書等の様式は、コピーして使用いただいても構いません。
　なお、いわき市ホームページにも様式を掲載しておりますのでご利用ください。

【各種届出書等掲載場所】
いわき市ホームページ　https://www.city.iwaki.lg.jp
⇒くらし・手続き⇒税金⇒市県民税⇒給与所得等に係る市県民税の特別徴収

eLTAX（エルタックス）による電子申告・電子納税について

　手続きのデジタル化とペーパーレス化を進める観点から、紙面での提出方法に代えて、給与支払報告書や異動届の提出等をインターネットを利用して便利で効率よく行える、eLTAX（エルタックス）のご利用をお勧めしています。

・窓口に出向いたり、郵送したりといった手間をかけることなく、オフィスなどからインターネットで申告や届出、電子納税ができます。
・eLTAX 電子申告システムサービスを開始している地方公共団体であれば、複数の地方公共団体へまとめて申告できます。
・eLTAX 用ソフト「PCdesk」(無料)で申告書が作成できます。
　※市販の税務会計ソフトの中にも、eLTAX に対応しているものがあります。

詳しい内容や手続き等については eLTAX ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）でご確認ください。　※ ヘルプデスク　℡：0570-081459

お問い合わせ先
〒970-8686
　福島県いわき市平字梅本 21 番地

・課税に関すること　財政部市民税課（本庁舎２階）
　電話番号：0246-22-7427・7426
　ＦＡＸ：0246-22-7588

・納税に関すること　財政部税務課（本庁舎２階）
　電話番号：0246-22-7422
　ＦＡＸ：0246-22-7592

【　目　　次　】

1　特別徴収とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　市県民税及び森林環境税特別徴収の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

3　納期と納入方法について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

4　退職所得に係る市県民税について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

5　退職者・休職者の徴収、納付方法について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

6　給与所得者異動届出書の提出について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

7　特別徴収への切替申請書について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

8　税額の変更について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

9　所在地・名称等変更届出書について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

10　よくあるお問い合わせに関するＱ＆Ａ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

○　ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　巻末

○　普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替申請書　・・・・・・・・・・・・・・　巻末

○　給与所得等に係る特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書　・・・・・・・・・　巻末

○　給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書　・・・・・・・・・・・・・・　巻末

1　特別徴収とは

市県民税及び森林環境税（※１）の特別徴収とは、事業者が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から市県民税を差引きし、従業員に代わっていわき市へ納入していただく制度です。

なお、給与の支払いが不定期である、給与から税額が引ききれないなど、特別の事由がなければ普通徴収（※２）は認められません。

※１　森林環境税…令和６年度から国内に住所のある個人に対して課税されている国税で、市町村において個人の市県民税均等割と併せて１人年額 1,000 円が徴収されます。

※２　普通徴収…市から送付される納付書によって従業員（納税義務者）が直接納める方法で、納期は年４回です。

2　市県民税及び森林環境税 特別徴収の流れ

給与所得に係る特別徴収事務の主な流れは、下図のとおりです。

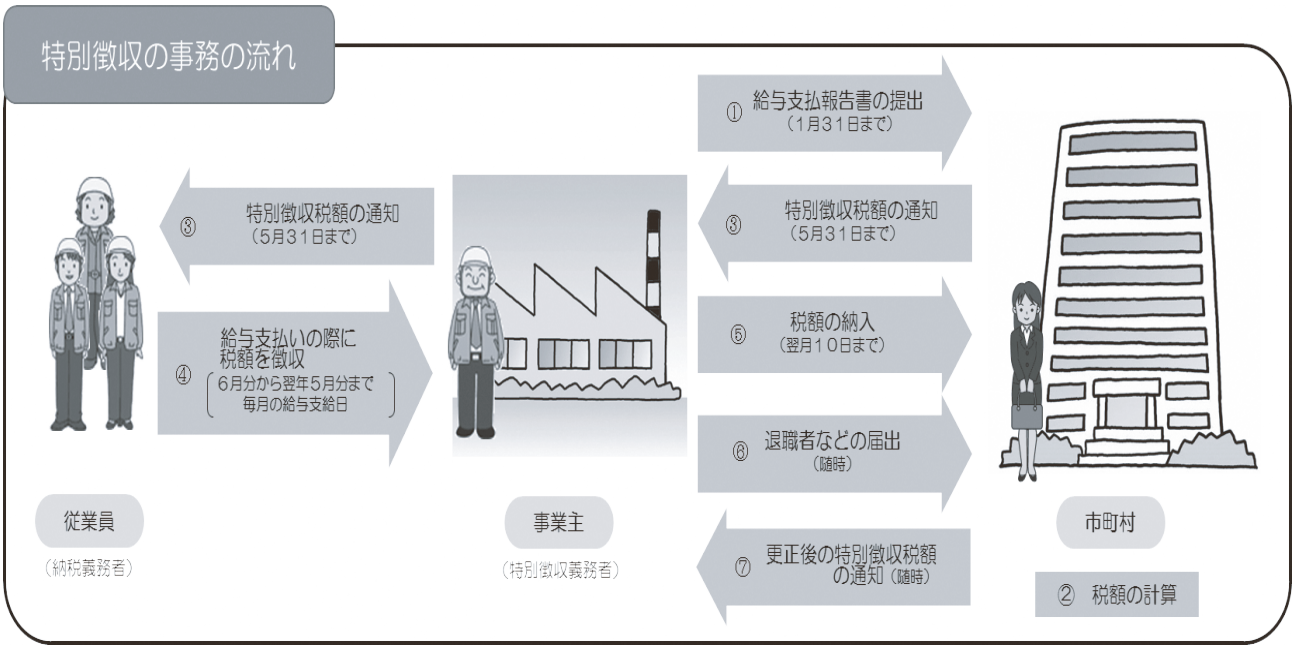

※従業員に税額通知書を配付する際は、個人情報保護のため、圧着をはがさずにお渡しください。

3　納期と納入方法について

市県民税及び森林環境税の特別徴収の期間は６月から翌年５月までの 12 か月で、特別徴収した市県民税及び森林環境税の納期限は月割額を徴収した月の翌月 10 日です。（この日が土･日曜日、又は祝日の場合はその翌平日となります。）

「特別徴収税額の決定通知書」に記載された月割額を各従業員の給与から徴収し、徴収した月の翌月 10 日までに納入書（別添）を使っていわき市指定金融機関等に納入してください。

例：６月に支給する給与から６月分の月割額を徴収し、７月 10 日までに納入する。

○納入書記載例

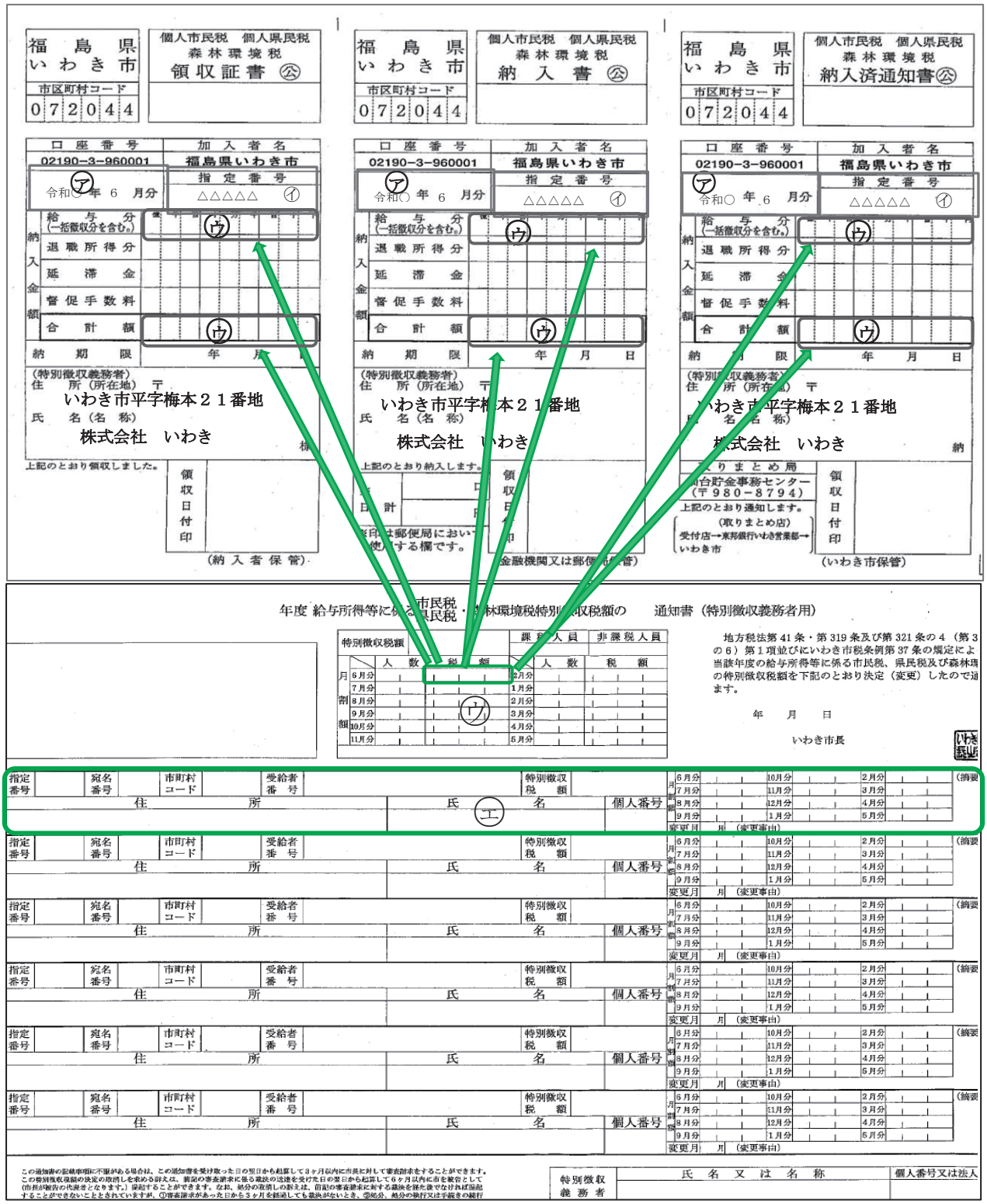

㋐：納入する月分を記入してください。

㋑：５桁の番号が記載されていない場合は、お知らせしている指定番号を記入してください。

㋒：納入する金額を記入してください。

※納期限を過ぎている場合には、延滞金等が発生する場合があります。

㋓：各従業員から給与天引きする金額です。

！　誤った納入金額を記入してしまったときは

納入金額の訂正はできません。予備の納入書を使用して納入してください。（P11 参照）

○ いわき市指定金融機関等名

◎ いわき市指定金融機関
東邦銀行
◎ 指定代理金融機関
七十七銀行
◎ 収納代理金融機関
秋田銀行・福島銀行・大東銀行・ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫（いわき市内店舗のみ）・いわき信用組合・相双五城信用組合
東北労働金庫・福島さくら農業協同組合・福島県信用漁業協同組合連合会
東北６県内（福島県・青森県・秋田県・山形県・岩手県及び宮城県）に所在する
ゆうちょ銀行・郵便局・簡易郵便局（※）

※　東北６県以外で納入する場合は、いわき市の取扱支店・局として指定する必要がありますので、「指定通知書」（巻末）に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記入し提出してください。
※　いわき市では特別徴収税額の納入について口座振替制度は御利用いただけません。
※　納期限までに月割額を納入されない場合は、その日数に応じ延滞金が加算されることがあります。

○ 納期の特例について（年２回納入）

特別徴収税額の納入は原則、年 12 回の毎月納入としていますが、給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満であり、一定の要件を満たす事業所等は、いわき市長の承認を受けることにより、年２回の納期にまとめて納入することができる「納期の特例」という制度があります。

納期の特例の承認を受けた場合、６月分から 11 月分までを 12 月 10 日までに、12 月分から翌年５月分までを６月 10 日までに納入していただきます。

申請書の様式は、いわき市のホームページ（掲載場所は表紙に記載）からダウンロードしてください。

※　市税に滞納がある場合、申請が認められない場合があります。
※　承認後、給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満でなくなった場合は、遅滞なくその旨及び必要事項を記載した届出書をいわき市に提出しなければなりません。

4　退職所得に係る市県民税について

退職所得に対する個人の市県民税は、原則として退職所得の発生した年（現年）に他の所得と区分（分離）して課税する現年分離課税の方法をとっています。

実際には退職所得等が支払われる際に、その支払者が税額（以下「分離課税に係る所得割」という）を計算し、退職手当等から差し引いて納めていただく特別徴収となっています。
（他の所得に係る市県民税は、前年課税主義をとっています。）

○ 納税義務者

分離課税に係る所得割の納税義務者は、退職所得の支払いを受ける本人ですが、その徴収方法は、特別徴収となっておりますので、退職所得等の支払者が徴収して納入してください。

○ 課税市町村

退職手当等の支払いを受ける者に対して、分離課税に係る所得割を課税することのできる市町村は、その退職所得等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の１月１日現在の住所地の市町村となっています。

○ 納入期限

徴収した月の翌月 10 日までに納入してください。

○ 納入書及び納入申告書の記入について

分離課税に係る所得割を納入する際は、別冊の納入書をお使いください。

一般給与分の納入書と併用し、税額記入の際には、給与分と退職所得分の欄が分かれていますのでご注意ください。

また、裏面の納入申告書にも退職所得に係る税額を記入してください。

法人の場合

納入申告書（裏面）の法人番号の記載を忘れずに、表裏一体の様式で金融機関等に提出してください。

個人事業主の場合

表裏一体の様式の原本とは別に、納入申告書（裏面）部分をコピーしたものを用意していただきます。

原本の納入書の面（表面）のみを記載したものを金融機関等に提出していただき（裏面の納入申告書は記載しないでください）、コピーした納入申告書に個人番号を含む必要な事項を記載していただいたものを郵送等によりいわき市役所税務課に提出してください。

※ 税務課あて先　〒970-8686　福島県いわき市平字梅本 21 番地　いわき市財政部税務課税制係

○ 税額の計算

（退職手当等の収入金額－退職所得控除額）×1/2＝退職所得の金額（1,000 円未満切捨て）

※ 勤続年数が 5 年以内の法人役員等（公務員含む）については、1/2 を乗じない。

※ 勤続年数が 5 年以内の法人役員等以外については、退職所得控除額を控除した残額の 300 万円を超える部分について、1/2 を乗じない。

退職所得の金額×市民税率 6 %＝市民税額（100 円未満切捨て）
退職所得の金額×県民税率 4 %＝県民税額（100 円未満切捨て）

【退職所得控除額について】

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × 勤続年数
20 年超	800 万円 ＋ 70 万円 × （勤続年数 － 20 年）

※ 勤続年数に 1 年未満がある場合、その端数は 1 年に切り上げて計算します。

※ 勤続年数が 2 年以下の場合、退職所得控除額は 80 万円とします。

※ 退職手当等の受給者が障害者になったことに直接起因して退職した場合、上記により計算した退職所得控除額に 100 万円を加算します。

（計算例）

退職手当等の金額・・・2,000 万円、勤続年数・・・29 年 4 か月の場合

退職所得控除額：800 万円 ＋ 70 万円 × （30 年 － 20 年） ＝ 1,500 万円

※ 勤続年数 1 年未満は切り上げのため、29 年 4 か月は 30 年として計算します。

退職所得の金額：(2,000 万円 － 1,500 万円) × 1/2 ＝ 250 万円

市民税額：250 万円 × 6% ＝ 150,000 円

県民税額：250 万円 × 4% ＝ 100,000 円

【納入書の記載例（退職所得分）】

（表面・3 か所同様）

福島県いわき市

市区町村コード 0 7 2 0 4 4

個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書㊞

口座番号	加入者名
02190-3-960001	福島県いわき市
令和 年 月分	指定番号

納入金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円
給与分（一括徴収分を含む。）	
退職所得分	
延滞金	
督促手数料	
合計額	

納期限 令和 年 月 日

（特別徴収義務者）
住所（所在地） 〒
氏名（名称） 納

取りまとめ局 仙台貯金事務センター（〒980－8794）

上記のとおり通知します。

（取りまとめ店）受付店→東邦銀行いわき営業部→いわき市

領収日付印

（裏面）

市民税・県民税 納入申告書

いわき市長様 令和 〇年 7 月 10 日提出 （受付印）

令和 〇年 6 月分 人員 1 人

退職手当等支払金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	2 0 0 0 0 0 0 0

特別徴収税額	
市民税	1 5 0 0 0 0
県民税	1 0 0 0 0 0

特別徴収義務者	
住所（居所）又は所在地	いわき市平字梅本〇〇－〇
氏名又は名称	株式会社〇〇 印
法人番号又は個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

※ 「退職所得分」納入額を記載してください。（計算例の場合、250,000 円と記入）

5　退職者・休職者の徴収、納付方法について

＜６月１日から 12 月 31 日までに退職等をした場合＞

異動する従業員から一括徴収の申し出があったときは、退職時に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収（※）して納入してください。（記入例は P7 下段）

なお、一括徴収しない場合は、いわき市から送付された納付書により、従業員の方が直接納付することになります（普通徴収）。（記入例は P7 上段）

※　一括徴収･･･未徴収税額の全部を最後の給与、退職手当等から差し引いて納入する方法です。

＜翌年１月１日から４月 30 日までに退職等をした場合＞

地方税法第 321 条の５第 2 項の規定により、本人の申し出がなくても、５月 31 日までの間に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収することになっています。（ただし、一括徴収すべき金額が給与又は退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。従業員の方が普通徴収で納付することになります。）

6　給与所得者異動届出書の提出について

従業員に退職・休職・死亡・転勤等の異動があった際は、**異動があった月の翌月 10 日まで**に「給与所得者異動届出書」をいわき市へ提出してください。

転勤等によって勤務先が変わり、新勤務先でも引き続き特別徴収をする場合は、異動届出書の上段（１）を旧勤務先で記入し、新勤務先を経由して中段（2）を記入しいわき市へ提出してください。（記入例は P8 上段）

異動届出書の提出が遅れると、退職や休職又は転勤等をした従業員の方（納税義務者）が納めるべき税額は、特別徴収義務者である**事業主の滞納**となり督促状が送付されます。また、**納税義務者に対して一度に多額の市県民税の納付義務が生じる**こととなります。事業所の解散等により特別徴収の継続ができない場合にも、速やかに異動届を提出してください。

海外へ転出される方について

退職後に海外へ転出される方（帰国する外国人従業員など）に未徴収税額がある場合には、最後の給与又は退職手当等での一括徴収にご協力ください。一括徴収できない場合には、本人の代わりに納税通知書を受け取り、納付していただくための納税管理人（※）の選任が必要です。

なお、一括徴収した場合であっても出国する時期が１月２日以降の場合には、次年度の市県民税が課税されますので、納税管理人の選任が必要です。

詳しくは市民税課へお問い合わせください。

※　納税管理人･･･市外にお住まいの納税義務者の納税を管理する人です。海外への転出等の理由により、納税義務者本人による納税が困難な場合に、市内在住の方を納税管理人として定める必要があります。納税管理人は、納税義務者の納税に関する一切の事項を処理します。

納税管理人については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp）も併せてご確認ください。

＜記入例：普通徴収…納税者が未徴収税額を直接納める方法＞

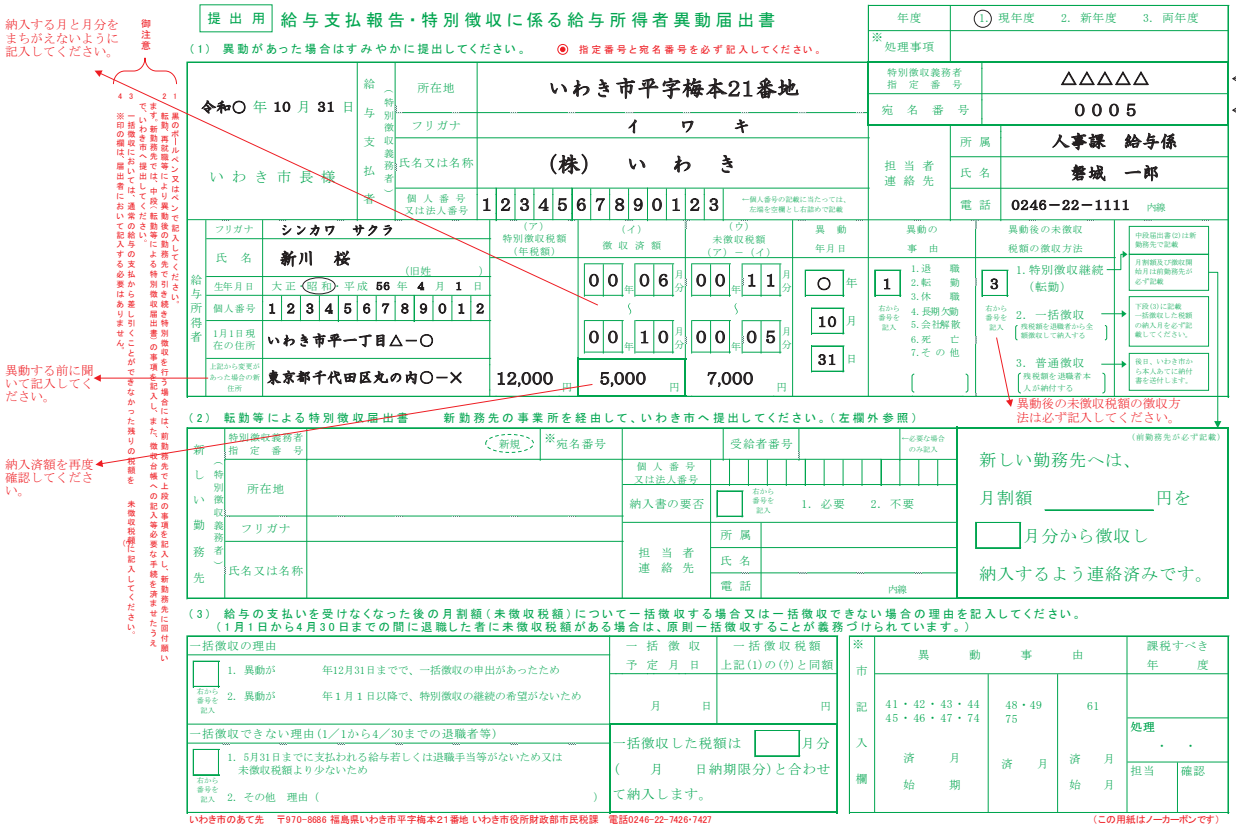

＜記入例：一括徴収…給与支払者が未徴収税額を給与又は退職手当等からまとめて徴収する方法＞

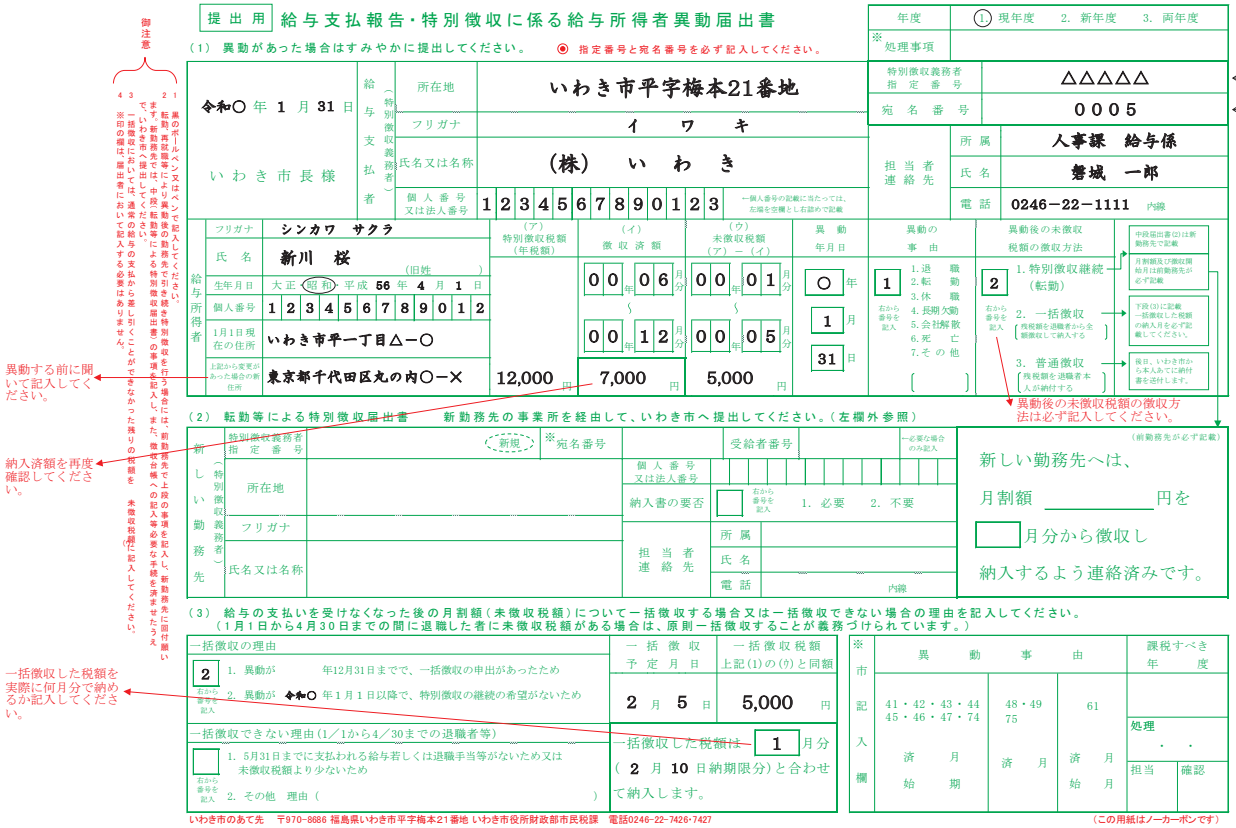

＜記入例：特別徴収継続…納税者が転勤先で引き続き給与所得に係る特別徴収を行う方法＞

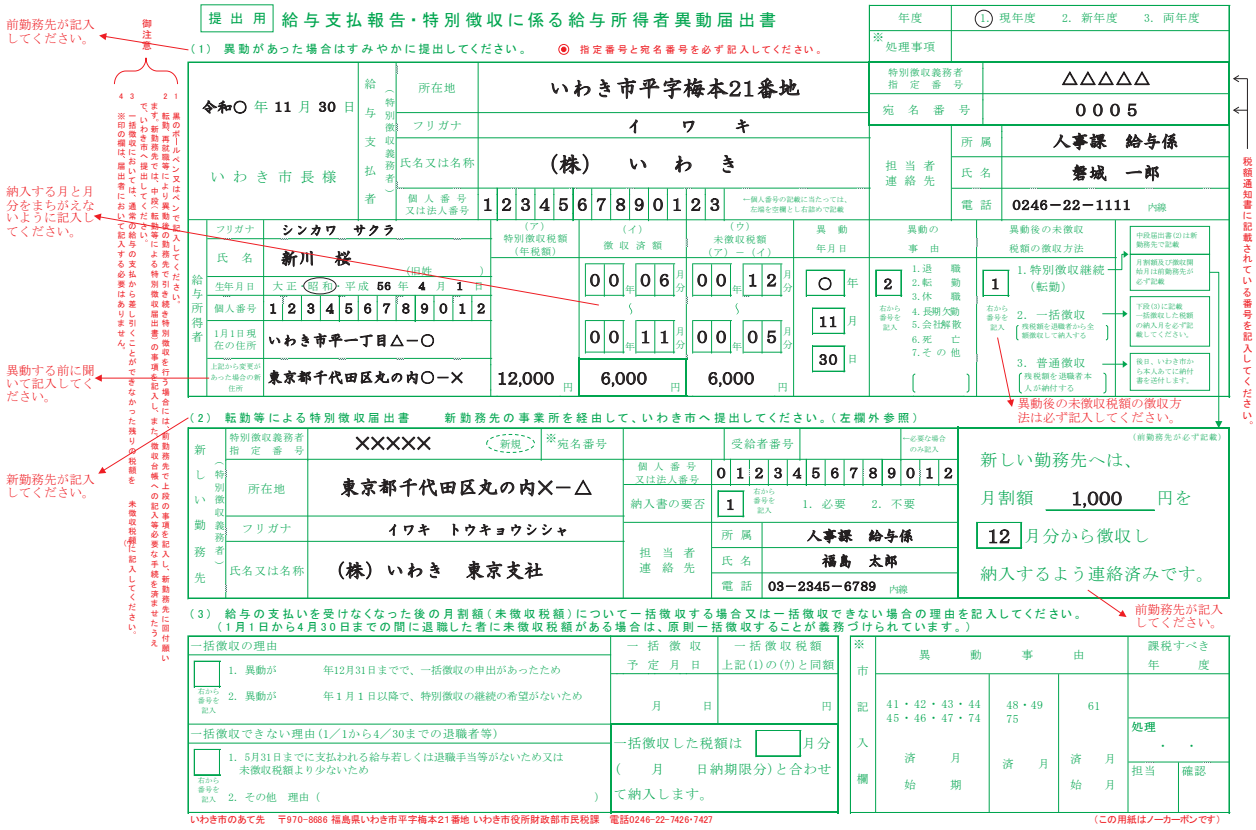

7　特別徴収への切替申請書について

中途入社等により普通徴収から特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収への切替申請書」を提出してください。（記入例は P9）

過年度分及び普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収へ切り替えることができませんので、下記の「申請締切の時期」よりも前に届くよう提出してください。また、特別徴収への切替月は申請書を提出した月の**翌々月**となりますので、特別徴収の徴収開始希望月の欄には提出月の２か月後以降を記入するか最短月からの特別徴収希望の欄にチェックしてください。（提出日が月末の場合、特別徴収開始月は３か月後になる場合があります。）

なお、二重納付防止のため、本人あてに送付された普通徴収分の納付書原本及び納付済の領収書の写しがあれば同封してください。

例：７月に申請書を提出する場合、翌々月である９月分から特別徴収へ切り替える。

◎特別徴収へ切替できる期別と申請締切の目安

期別	1期	2期	3期	4期
普通徴収納期限	6月末日	8月末日	10月末日	1月末日
申請締切の時期	6月中旬	8月中旬	10月中旬	12月中旬

※12月下旬以降の特別徴収への切替については、事務処理上お取扱いできませんのでご注意ください。

※納期月の末日が金融機関の休業日（土・日曜日および祝日）になる月は翌営業日が納期限となります。
※普通徴収分の納付書原本及び納付済の領収書の写しがない場合で、当該切替申請が普通徴収の納期限間際（当月下旬）となる場合は、二重納付を避けるため次期分からの切替となる場合があります。

＜記入例：特別徴収への切替…普通徴収から特別徴収へ切り替える方法＞

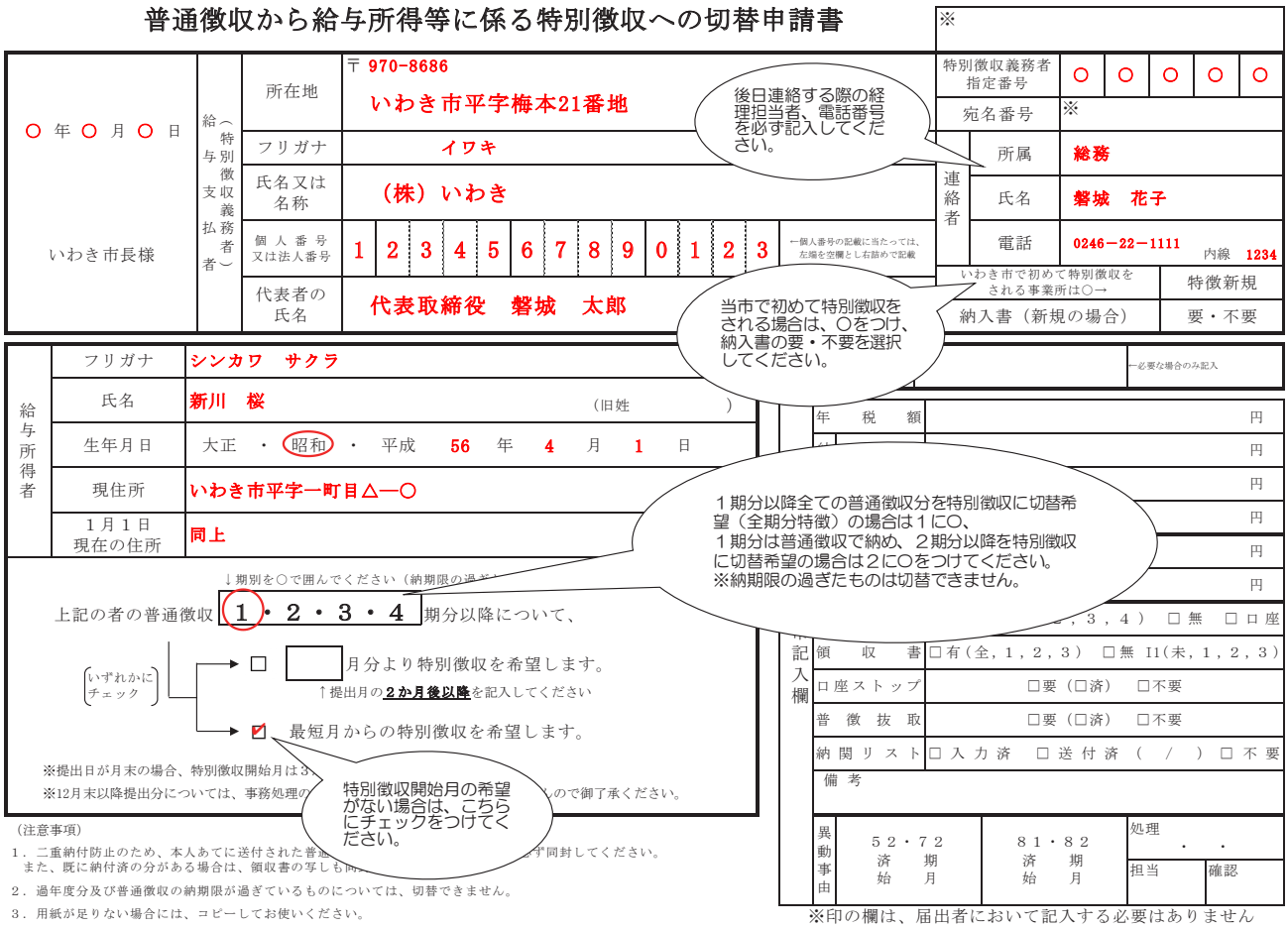

普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替申請書

○ 年 ○ 月 ○ 日

いわき市長様

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地：〒 970-8686 いわき市平字梅本21番地

フリガナ：イワキ

氏名又は名称：（株）いわき

個人番号又は法人番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

代表者の氏名：代表取締役　磐城　太郎

後日連絡する際の経理担当者、電話番号を必ず記入してください。

※

特別徴収義務者指定番号：○ ○ ○ ○ ○

宛名番号：※

連絡者　所属：総務

連絡者　氏名：磐城　花子

連絡者　電話：0246－22－1111　内線 1234

いわき市で初めて特別徴収をされる事業所は○→　特徴新規

納入書（新規の場合）　要・不要

当市で初めて特別徴収をされる場合は、○をつけ、納入書の要・不要を選択してください。

給与所得者

フリガナ：シンカワ　サクラ

氏名：新川　桜　（旧姓　　）

生年月日：大正・昭和・平成　56 年　4 月　1 日

現住所：いわき市平字一町目△―○

1月1日現在の住所：同上

←必要な場合のみ記入

年税額　円

↓期別を○で囲んでください（納期限の過ぎ

上記の者の普通徴収 1・2・3・4 期分以降について、

いずれかにチェック

□ 　月分より特別徴収を希望します。

↑提出月の2か月後以降を記入してください

☑ 最短月からの特別徴収を希望します。

※提出日が月末の場合、特別徴収開始月は3

※12月末以降提出分については、事務処理の　ので御了承ください。

特別徴収開始月の希望がない場合は、こちらにチェックをつけてください。

1期分以降全ての普通徴収分を特別徴収に切替希望（全期分特徴）の場合は1に○、
1期分は普通徴収で納め、2期分以降を特別徴収に切替希望の場合は2に○をつけてください。
※納期限の過ぎたものは切替できません。

（注意事項）

1．二重納付防止のため、本人あてに送付された普通　ず同封してください。
また、既に納付済の分がある場合は、領収書の写しも同

2．過年度分及び普通徴収の納期限が過ぎているものについては、切替できません。

3．用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

記入欄

領収書　□有（全，1，2，3）　□無　I1（未，1，2，3）

口座ストップ　□要（□済）　□不要

普徴抜取　□要（□済）　□不要

納関リスト　□入力済　□送付済（　/　）　□不要

備考

異動事由　52・72 済 期 始 月　81・82 済 期 始 月　処理　・　・　担当　確認

※印の欄は、届出者において記入する必要はありません

8　税額の変更について

従業員の異動により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付します。同封の「特別徴収税額変更通知書（納税義務者用）」を該当の従業員に配付し、通知された変更月から、給与から差し引く金額を変更してください。

※　従業員に配付する際は、個人情報保護のため、圧着をはがさずに速やかにお渡しください。

9　所在地・名称等変更届出書について

事業者の名称・所在地・特別徴収関係書類送付先等に変更があった場合は、速やかに「給与所得等に係る特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を提出してください。

10　よくあるお問い合わせに関するＱ＆Ａ

【税額決定通知書に関すること】

Ｑ１　特別徴収税額決定通知書（特別徴収事業所用）（印刷色：茶色）って何？

Ａ１　給与特別徴収対象者と月々の特別徴収税額などを記載したものです。原本は必ず事業所で保管してください。（異動届への添付は不要です。）なお、電子での特別徴収税額決定通知書（特別徴収事業所用）を希望された事業所につきましては、紙媒体での通知は行っておりません。

Q２　特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）（印刷色：緑色）って何？

Ａ２　納税義務者個人への税額通知です。最大で３名分が１枚につながった形となっておりますので、１名分ずつ切り離し、**圧着部分をはがさずに**、速やかに納税義務者本人に配付してください。なお、電子での特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）を希望された事業所につきましては、紙媒体での通知は行っておりません。

Q３　すでに退職した従業員が特別徴収税額決定通知書に載っているのはなぜか？

Ａ３　給与支払報告書を提出した際に、該当者を「特別徴収」の区分で提出したためです。
給与支払報告書の提出後に退職した従業員がいる場合は、異動届出書の提出が必要です。
提出が済んでいない場合は速やかに提出してください。（記入例は P7）

Q４　特別徴収税額決定通知書に記載されていない従業員がいるのはなぜか？

Ａ４　次の３点が考えられます。

①給与支払報告書を提出した際に、該当者を「普通徴収」の区分とした場合
→特別徴収としたい場合は「普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替申請書」を提出してください。（記入例はＰ９）

②１月１日現在の住所が他市町村であることが判明した場合
→提出いただいた給与支払報告書を該当の市町村へ回送していますので、今年度は税額決定通知を受けた市町村に納入することとなります。

③給与支払報告書の提出期限（毎年１月末）を過ぎて提出された場合
→提出期限経過後に給与支払報告書の提出があった場合は、税額決定通知書に内容を反映できない場合があります。遅れて提出があった分については、６月以降に税額変更通知書を送付します。

【特別徴収への切替・異動届に関すること】

Q５　年の途中から入社した社員を特別徴収へ変更するにはどうすればよいか？

Ａ５　「普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替申請書」を記入の上、いわき市へ提出してください。（記入例は P9）６月中旬までに提出いただくと、７月中旬に事業所あてに税額通知書を送付しますので、特別徴収開始月は８月となります。本人あてに送付された普通徴収分の納付書がある場合には、二重納付防止のため、申請書に添付してください。

※上記以降に特別徴収へ切り替える場合は、普通徴収の納期限が過ぎた分については、普通徴収の納付書で納めていただき、領収書のコピー（原本は本人保管）と残税額の納付書を申請書に添付してください。

Q６　市県民税が非課税の従業員が退職した場合でも、異動届は提出するのか？

Ａ６　異動届の提出がないと、税額が変更となった場合、事業所あてに税額変更通知を送付することとなるため、異動届の提出が必要です。

【納入に関すること】

Q７　毎月納入するのが手間なのだが、どうにかならないか？

Ａ７　給与の支払いを受ける従業員が常時 10 人未満の事業所であり、一定の要件を満たす場合は、納期限を年２回とする「納期の特例」を受けることができる場合があります。詳しくは３ページをご覧ください。

Ｑ８　納入書を書き損じてしまったが、どうすればよいか？

Ａ８　納入書は各月分のほか、予備２枚をつけてお送りしています。書き損じた場合は２枚ある予備の納入書を使用して納入してください。予備の納入書も使ってしまい新たに納入書が必要になった場合は、納入書を再発行しますので、市民税課（TEL：0246-22-7427・7426）にご連絡ください。

Ｑ９　従業員の税額に変更があり、さかのぼって税額が減額となった場合、既に給与から差し引きした特別徴収税額の取り扱いについてどうすればよいか？

Ａ９　税額の変更により納め過ぎになった税額については、減額となった方の税額を、差し引きが済んでいない残りの月で調整いただき、減額となった方へ還付してください。調整納入が困難な場合は、税務課（TEL：0246-22-7422）にその旨ご連絡ください。

※退職により一括徴収で納入いただいた方の税額が減額となった場合、いわき市から本人への還付が可能ですので、納付状況の確認のため、税務課にご連絡ください。

Ｑ10　税額を誤って納入してしまったが、どうすればよいか？

Ａ10　税額より多く納めてしまった場合は、次月で納入すべき金額と調整し、納入してください。税額より少なく納めてしまった場合は、予備の納入書を使用して不足分を納期限までに納入してください 。

※「５月分」を「６月分」と調整して納付する場合には、年度が異なるため、税務課にご連絡ください。

【その他】

Ｑ11　給与から特別徴収している従業員が年金からも市県民税を引かれているのはなぜか？

Ａ11　４月１日時点で 65 歳以上の公的年金受給者は、年金所得に係る市県民税が原則、公的年金からの特別徴収となります。（給与からの特別徴収を選択することはできません。）給与及び年金からの特別徴収税額を合わせた額がその方の年税額となります。

Ｑ12　在籍中の従業員が年の途中で転出したが、会社がする手続きはあるか？

Ａ12　その年の１月１日現在で課税自治体が決定しているため、手続きの必要はありません。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

給与所得等に係る特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、いわき市の取扱支店・局として指定する必要がありますので、右の「指定通知書」にゆうちょ銀行・郵便局名を記入の上、当初納入される際、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、東北6県（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合、「指定通知書」の提出は必要ありません。

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　様

福島県いわき市長　（公印省略）

指　定　通　知　書

地方税法第319条及び第321条の５第４項の規定に基づき、貴店・貴局を本市の給与所得等に係る市民税・県民税及び森林環境税特別徴収税額取扱支店・局に指定しましたので通知します。

証

1.	認可又は承認番号	貯 － 第 30197 号
2.	口　座　番　号	02190-3-960001
3.	加入者の名称	福島県いわき市
4.	取りまとめ局	仙台貯金事務センター
5.	郵　便　番　号	980－8794

（ゆうちょ銀行・郵便局提出用）

普通徴収から給与所得等に係る特別徴収への切替申請書

※

年　月　日 いわき市長様	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号	
				宛名番号	※
		フリガナ		連絡者 所属	
		氏名又は名称		連絡者 氏名	
		個人番号又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	連絡者 電話	内線
		代表者の氏名		いわき市で初めて特別徴収をされる事業所は○→	特徴新規
				納入書（新規の場合）	要・不要

給与所得者	フリガナ		受給者番号	←必要な場合のみ記入
	氏名	（旧姓　　）		
	生年月日	大正　・　昭和　・　平成　　年　　月　　日		
	現住所			
	1月1日現在の住所			

↓期別を○で囲んでください（納期限の過ぎたものは切替できません）

上記の者の普通徴収 **1・2・3・4** 期分以降について、

（いずれかにチェック）

□ ［　　］月分より特別徴収を希望します。

↑提出月の**2か月後以降**を記入してください

□ 最短月からの特別徴収を希望します。

※提出日が月の下旬の場合、特別徴収開始月は3か月後になる場合があります。

※12月下旬以降提出分については、事務処理の都合上、特別徴収への切替ができませんので御了承ください。

※市記入欄			
年税額			円
納付済	特		円
	1・2・3		円
残税額			円
月割額	月		円
	月以降		円
納付書	□有（全，1，2，3，4）　□無　□口座		
領収書	□有（全，1，2，3）　□無　I1（未，1，2，3）		
口座ストップ	□要（□済）　□不要		
普徴抜取	□要（□済）　□不要		
納関リスト	□入力済　□送付済（　/　）　□不要		
備考			
異動事由	52・72 済 期 始 月	81・82 済 期 始 月	処理　・　・ 担当　確認

※印の欄は、届出者において記入する必要はありません

（注意事項）

1．二重納付防止のため、本人あてに送付された普通徴収分の納付書がある場合には必ず同封してください。
　また、既に納付済の分がある場合は、領収書の写しも同封してください。

2．過年度分及び普通徴収の納期限が過ぎているものについては、切替できません。

3．用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

給与所得等に係る特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

年　月　日 いわき市長　様	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地		特別徴収義務者指定番号			
		フリガナ		連絡者	所属		
		名称			氏名		
		代表者の氏名			電話	―　― 内線	
		個人番号又は法人番号					

※所在地・名称には誤読を避けるために必ずフリガナをつけてください。
※代表者のみの変更の場合は提出不要です。

変更年月日	年　月　日

事項	変更前		変更後	
フリガナ				
所在地	（〒　―　）		（〒　―　）	
フリガナ				
名称				
電話番号	―　―		―　―	
上記以外の書類送付先	所在地	フリガナ	所在地	フリガナ
	名称	フリガナ	名称	フリガナ
変更理由	□ 所在地変更　□ 名称変更　□ 書類送付先変更　□ 合併【下欄を記入してください】　□ その他（　）			
合併後の指定番号	□指定番号を新規に取得する　□合併先の指定番号を使用する　指定番号 ※合併等に伴い指定番号が変更となる場合は、併せて給与所得者異動届出書も必ず提出してください。なお、原則として、新設合併の場合は全て、吸収合併の場合は消滅法人において給与所得者異動届出書の提出が必要です(特別徴収人員がいる場合のみ)。詳しくはお問い合わせください。 ※消滅法人の指定番号を継続して使用することはできません。			
備考				

※所在地・名称等の変更後に訂正した納入書はお送りしておりませんので、訂正前のものをそのままお使いください。
※この変更届出書を提出されましても、法人市民税に係る異動届出書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。

控　給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度
※処理事項	

（1）異動があった場合はすみやかに提出してください。　◎ 指定番号と宛名番号を必ず記入してください。

年　月　日

いわき市長様

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	
フリガナ	
氏名又は名称	
個人番号又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	
宛名番号	

担当者連絡先	
所属	
氏名	
電話	内線

給与所得者		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ							
氏名	（旧姓　）						
生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日						
個人番号							
1月1日現在の住所							
上記から変更があった場合の新住所		円	年　月分～年　月分　円	年　月分～年　月分　円	年　月　日	右から番号を記入　1. 退職　2. 転勤　3. 休職　4. 長期欠勤　5. 会社解散　6. 死亡　7. その他（　）	右から番号を記入　1. 特別徴収継続（転勤）　2. 一括徴収（残税額を退職者から全額徴収して納入する）　3. 普通徴収（残税額を退職者本人が納付する）

- 1. 特別徴収継続（転勤）→ 中段届出書(2)は新勤務先で記載／月割額及び徴収開始月は前勤務先が必ず記載
- 2. 一括徴収 → 下段(3)に記載 一括徴収した税額の納入月を必ず記載してください。
- 3. 普通徴収 → 後日、いわき市から本人あてに納付書を送付します。

（2）転勤等による特別徴収届出書　新勤務先の事業所を経由して、いわき市へ提出してください。（左欄外参照）

新しい勤務先（特別徴収義務者）			
特別徴収義務者指定番号	新規	※宛名番号	受給者番号　←必要な場合のみ記入
所在地		個人番号又は法人番号	
		納入書の要否	右から番号を記入　1. 必要　2. 不要
フリガナ		担当者連絡先 所属	
氏名又は名称		氏名	
		電話	内線

（前勤務先が必ず記載）

新しい勤務先へは、

月割額＿＿＿＿＿円を

□月分から徴収し

納入するよう連絡済みです。

（3）給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合又は一括徴収できない場合の理由を記入してください。
（1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、原則一括徴収することが義務づけられています。）

一括徴収の理由

右から番号を記入
1. 異動が　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が　年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため

一括徴収予定月日	一括徴収税額
月　日	上記(1)の(ウ)と同額　円

一括徴収できない理由（1／1から4／30までの退職者等）

右から番号を記入
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため
2. その他　理由（　）

一括徴収した税額は□月分（　月　日納期限分）と合わせて納入します。

※市記入欄	異動事由			課税すべき年度
	41・42・43・44・45・46・47・74	48・49・75	61	
	済　月 始　期	済　月	済　月 始　月	処理　・　・ 担当　確認

御注意

1. 黒のボールペン又はペンで記入してください。
2. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、中段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませたうえで、いわき市へ提出してください。
3. 一括徴収においては、通常の給与の支払から差し引くことができなかった残りの税額を(ウ)未徴収税額に記入してください。
4. ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

税額通知書に記載されている番号を記入してください。

いわき市のあて先　〒970-8686　福島県いわき市平字梅本21番地　いわき市役所財政部市民税課　電話0246-22-7426・7427

（この用紙はノーカーボンです）

提出用　給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度
※処理事項	

（1）異動があった場合はすみやかに提出してください。　◎ 指定番号と宛名番号を必ず記入してください。

年　月　日

いわき市長様

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	
フリガナ	
氏名又は名称	
個人番号又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	
宛名番号	

担当者連絡先	
所属	
氏名	
電話	内線

給与所得者		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ							
氏名	（旧姓　）						
生年月日	大正・昭和・平成　年　月　日						
個人番号							
1月1日現在の住所							
上記から変更があった場合の新住所		円	年　月分～年　月分　円	年　月分～年　月分　円	年　月　日	右から番号を記入　1. 退職　2. 転勤　3. 休職　4. 長期欠勤　5. 会社解散　6. 死亡　7. その他（　）	右から番号を記入　1. 特別徴収継続（転勤）　2. 一括徴収（残税額を退職者から全額徴収して納入する）　3. 普通徴収（残税額を退職者本人が納付する）

- 1. 特別徴収継続（転勤）→ 中段届出書(2)は新勤務先で記載／月割額及び徴収開始月は前勤務先が必ず記載
- 2. 一括徴収 → 下段(3)に記載 一括徴収した税額の納入月を必ず記載してください。
- 3. 普通徴収 → 後日、いわき市から本人あてに納付書を送付します。

（2）転勤等による特別徴収届出書　新勤務先の事業所を経由して、いわき市へ提出してください。（左欄外参照）

新しい勤務先（特別徴収義務者）			
特別徴収義務者指定番号	新規	※宛名番号	
所在地		個人番号又は法人番号	
フリガナ		納入書の要否	右から番号を記入　1. 必要　2. 不要
氏名又は名称		担当者連絡先	所属
			氏名
			電話　内線

受給者番号　←必要な場合のみ記入

（前勤務先が必ず記載）

新しい勤務先へは、

月割額＿＿＿＿＿円を

□月分から徴収し

納入するよう連絡済みです。

（3）給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合又は一括徴収できない場合の理由を記入してください。
（1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、原則一括徴収することが義務づけられています。）

一括徴収の理由	一括徴収予定月日	一括徴収税額
右から番号を記入　1. 異動が　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が　年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため	月　日	上記(1)の(ウ)と同額　円

一括徴収できない理由（1／1から4／30までの退職者等）

右から番号を記入　1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため
2. その他　理由（　）

一括徴収した税額は□月分（　月　日納期限分）と合わせて納入します。

※市記入欄	異動事由			課税すべき年度
	41・42・43・44 45・46・47・74	48・49 75	61	
	済　月 始　期	済　月	済　月 始　月	処理　・　・ 担当　確認

御注意

1. 黒のボールペン又はペンで記入してください。
2. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、中段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませたうえで、いわき市へ提出してください。
3. 一括徴収においては、通常の給与の支払から差し引くことができなかった残りの税額を(ウ)未徴収税額に記入してください。
4. ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

税額通知書に記載されている番号を記入してください。

いわき市のあて先　〒970-8686　福島県いわき市平字梅本21番地　いわき市役所財政部市民税課　電話0246-22-7426・7427

（この用紙はノーカーボンです）